

第3章 武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

1. 生活関連等施設の安全確保

市は、その区域内に所在する生活関連等施設（発電所、浄水施設、危険物質の貯蔵施設等）について、県を通じて把握し、県との連絡態勢を整備する。

2. 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。